

環 政 第 1133 号
平成 25 年 12 月 27 日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿

富山県知事 石井 隆一



富山新港火力発電所石炭 1 号機リプレイス計画環境影響評価準備書に対する意見について

平成 25 年 9 月 10 日付けで北陸電力株式会社から送付があった標記準備書に対する意見について、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 20 条第 1 項及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 13 の規定により、別添のとおり提出します。

(別添)

富山新港火力発電所石炭1号機リプレイス計画環境影響評価準備書に対する意見

富山新港火力発電所石炭1号機リプレイス計画環境影響評価準備書について、慎重に検討した結果、現行設備と比べ、大気汚染物質や二酸化炭素排出量の削減、温排水熱量の減少など、環境負荷の低減に貢献するものですが、事業による環境影響を極力抑制するため、環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。事業者はこの意見を十分考慮の上、環境影響評価書を作成するとともに、事業の実施に当たっては、環境の保全に万全を期する必要があります。

記

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、環境影響評価準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施するとともに、環境保全に関する最善の対策・技術を導入するなど、より一層の環境負荷の低減に努めること。また、周辺地域の環境保全及び地域住民の安全・安心の確保に努めること。
- (2) 工事中及び供用後において、新たに希少な動植物が確認されるなど、環境への影響に関する新たな事実が判明した場合には、必要に応じて適切な措置を講ずること。
- (3) 緑化計画について、地域性を考慮した在来種をできる限り選定するよう努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

ア 建設機械の稼動に伴う窒素酸化物について、大気環境への負荷をできる限り低減するよう、環境保全措置を確実に実施すること。

イ 施設の稼動（排ガス）に伴う窒素酸化物について、LNG1号機の冷機起動をはじめとする大気環境への負荷をできる限り低減するよう、環境保全措置を確実に実施すること。

(2) 水環境

浚渫土の陸上利用に当たっては、土壌の性状に応じて、覆土等の適切な措置を講ずること。

(3) 温室効果ガス等

施設の稼動に伴い発生する二酸化炭素について、県内全体での温室効果ガス排出量の削減の観点から、LNG1号機の発電効率をできる限り高いレベルで維持するよう努めること。

3 その他

- (1) 地域住民の良好な生活環境の維持と向上を図るため、関係法令・条例を遵守するとともに、事業場内及び周辺的环境美化・環境保全に積極的に努めること。
- (2) 工事の実施に係る工事用資材等の搬出入車両、工事関係車両について、運行経路近傍に学校・病院等の施設があることから、交通安全に特段の配慮をすること。
- (3) 環境保全措置に係る環境監視計画について、監視結果を公表するなど、地域住民との十分な情報交換を通じて、事業実施への理解と協力が得られるよう努めること。
- (4) 施設の稼動に当たっては、放水口において残留塩素が検出されないよう、海水電解装置の維持管理を徹底すること。